部品コード　X697-000131
　　X697-000141

作成 2016年 1月　1日
改訂 2026年 4月 15日

# 安全データシート

## 1. 製品及び会社情報

| | |
|---|---|
| 商品名 | エコグリーンオイル　生分解性チェンオイル<br>主用途 チェーンオイル |
| 会社名 | 株式会社 やまびこ |
| 住　所 | 〒198-8760<br>東京都青梅市末広町１丁目７番２号 |
| 担当部署 | 品質保証部 |
| 電話番号 | 0428-32-6166 |
| FAX番号 | 0428-31-8864 |
| 受付時間 | 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝祭日を除く） |

## 2. 危険有害性の要約

GHS分類：

| | |
|---|---|
| 物理化学的危険性 | |
| 引火性液体 | 区分に該当しない |
| 可燃性固体 | 区分に該当しない |
| 自然発火性液体 | 区分に該当しない |
| 自然発火性固体 | 区分に該当しない |
| 自己発熱性化学品 | 区分に該当しない |
| 金属腐食性物質 | 分類できない |
| 健康有害性の分類 | |
| 急性毒性（経口） | 区分に該当しない |
| 急性毒性（経皮） | 区分に該当しない |
| 急性毒性（吸入：気体） | 分類できない |
| 急性毒性（吸入：蒸気） | 分類できない |
| 急性毒性（吸入：粉じん及びミスト） | 区分に該当しない |
| 皮膚腐食性／刺激性 | 区分に該当しない |
| 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | 区分に該当しない |
| 呼吸器感作性 | 区分に該当しない |
| 皮膚感作性 | 区分に該当しない |
| 生殖細胞変異原性 | 区分に該当しない |
| 発がん性 | 区分に該当しない |
| 生殖毒性 | 区分に該当しない |
| 特定標的臓器／全身毒性（単回ばく露） | 区分に該当しない |
| 特定標的臓器／全身毒性（反復ばく露） | 区分に該当しない |
| 誤えん有害性 | 区分に該当しない |
| 環境有害性の分類 | |
| 水生環境有害性（急性） | 区分外 |
| 水生環境有害性（慢性） | 分類できない |
| オゾン層への有害性 | 分類できない |

GHS ラベル要素：
シンボル　：なし
注意喚起語　：なし
危険有害性情報　：なし

注意書き：
【予防策】なし
【対 応】なし
【保 管】なし
【廃 棄】なし

本製品には、GHS 分類から導かれる注意書きはないが、以降の情報を参考に予防策／対応／保管／廃棄について充分に配慮すること。

## 3. 組成，成分情報

| | |
|---|---|
| 単一製品・混合物の区別： | 混合物 |
| 化学品又は一般名： | 石油系炭化水素及び添加剤 |
| 成分及び含有量： | 潤滑油基油 15～25 mass% |
| | 添 加 剤 75～85 mass% |
| 化学特性（化学式又は構造式）： | 特定できない |
| 官報公示整理番号（化審法、安衛法）： | 企業秘密なので記載できない |
| CAS No.： | 企業秘密なので記載できない |
| 危険有害成分 | |
| 労働安全衛生法（57条 表示対象物質）： | 鉱油 17～22 mass% |
| 労働安全衛生法（57条の２通知対象物質）： | 鉱油 17～22 mass% |
| | 2,6-ｼﾞﾀｰｼｬﾘｰﾌﾞﾁﾙ-4-ｸﾚｿﾞｰﾙ 0.1～0.9 mass% |
| 化学物質管理促進法（ＰＲＴＲ法）： | 含有しない |

## 4. 応急措置

| | |
|---|---|
| 吸入した場合： | 新鮮な空気の場所に移す。<br>身体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、必要なら医師の手当てを受ける。 |
| 皮膚に付着した場合： | 水と石鹸で付着した部分を洗う。 |
| 目に入った場合： | 清浄な水で最低15 分間、目を洗浄した後、医師の手当を受ける。 |
| 飲み込んだ場合： | 無理に吐かせないで直ちに医師の手当を受けること。<br>口の中が汚染されている場合には、水で充分に洗うこと。 |

主要な兆候及び症状に関する情報：
飲むと下痢、嘔吐する可能性がある。
目に入ると炎症を起こす可能性がある。
皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。
ミストを吸入すると気分が悪くなることがある。

## 5. 火災時の措置

| | |
|---|---|
| 消火剤： | 霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガスが有効である。<br>初期の火災には、粉末、炭酸ガスを用いる。<br>大規模火災の際には泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。 |

使ってはならない消火剤：　注水は、火災を拡大し危険な場合がある。
消火には棒状の水を用いてはならない。

特定の消火法：　火災発生場所の周辺には関係者以外の立ち入りを禁止する。
火元への燃焼源を断つ。
周囲の設備などに散水して冷却する。

消火を行う者の保護：　消火作業の際には、風上から行い必ず保護具を着用する。
燃焼又は高温により有毒なガス（一酸化炭素等）が発生する可能性があるので、呼吸用保護具を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項：　作業の際には必ず保護具を着用する。

環境に対する注意事項：　河川、下水道等に排出されないように注意する。
海上の場合、薬剤を用いる場合には国土交通省で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

回収・中和ならびに封じ込め及び浄化の方法・機材：　周囲の着火源を速やかに取り除く。
少量の場合は、ウエス、乾燥砂などに吸収させて空容器に回収し、その後を完全にウエス等で拭い取る。
大量の場合は、漏洩した場所の周辺にロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。漏洩した液は土砂などでその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器に回収する。
海上の場合は、オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸着マット等で吸い取る。
薬剤を用いる場合には国土交通省で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

二次災害の防止方法：　漏洩時は事故の未然及び拡大防止を図る目的で、速やかに関連機関に通報する。
周囲の着火源となるものを速やかに取り除き、着火した場合に備えて、消火機材を準備する。
こぼれた場所は滑りやすい為に注意する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策：　指定数量以上の量を取り扱う場合には、消防法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。
炎、火花または高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。
静電気対策を行う。作業衣、靴等も導電性の物を使用する。
危険物が残存している機械設備などを修理または加工する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行う。
容器から取り出す時は、ポンプ等を使用すること。細管を用いて口で吸い上げて（サイホンして）はならない。飲まない。
皮膚に触れたり、目に入る可能性のある場合には保護具を着用する。
ミストが発生する場合、呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。
容器は、必ず密閉すること。

注意事項：　石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため換気及び火気などへの注意が必要である。

安全取扱い注意事項：　常温で取扱うものとし、その際、水分きょう雑物の混入に注意すること。
ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。

保 管

| | |
|---|---|
| 適切な保管条件： | 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。<br>ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管する。<br>危険物の表示をして保管する。<br>熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。 |
| 適切な技術的対策： | 保管場所で使用する電気器具は、防爆構造とし、器具類は接地する。<br>ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。 |
| 安全な容器包装材料： | 空容器に圧力をかけない、圧力をかけると破裂することがある。<br>容器は溶接、加熱、穴あけまたは切断しない、爆発を伴って残留物が発火することがある。 |

## 8. 暴露防止及び保護措置

| | |
|---|---|
| 設 備 対 策： | ミスト及び蒸気が発生する場合は発生源の密閉化または局所排気装置を設ける。<br>取扱場所の近辺に、眼の洗浄及び身体洗浄の為の設備を設ける。 |
| 許 容 濃 度 | |
| 管 理 濃 度： | 規定なし（作業環境評価基準：平成21年厚生労働省告示第194/195号） |
| 許 容 濃 度： | 日本産業衛生学会（2010年度版）：<br>時間荷重平均 TWA 3 mg/m$^3$ （鉱油ミストとして）<br>ACGIH（2010年度版）：<br>時間荷重平均 TWA 5 mg/m$^3$ （鉱油ミストとして） |
| 保 護 具 | |
| 呼吸器の保護具： | 通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク（有機ガス用）を着用する。 |
| 手の保護具： | 長期間または繰り返し接触する場合には耐油性のものを着用する。 |
| 目の保護具： | 飛沫が飛ぶ場合には普通眼鏡型を着用する。 |
| 皮膚及び身体の保護具： | 長時間にわたり取り扱う場合または濡れる場合には、耐油性の長袖作業服等を着用する。 |
| 適切な衛生対策： | 濡れた衣服は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。 |

## 9. 物理的及び化学的性質

| | |
|---|---|
| 物理的状態 | |
| 形 状： | 液体 |
| 色（外観）： | − |
| 色 ASTM | L 2.0 |
| 臭 い： | 石油臭 |
| ｐＨ及びその濃度： | − |
| 物理的状態が変化する特定の温度／温度範囲 | |
| 沸 点： | 初留点：− |
| 融 点： | 流動点：−15.0℃ |
| 引火点 COC | 318℃ |
| 爆発特性 | |
| 爆発限界（上限）： | − |
| 爆発限界（下限）： | − |
| 密 度 @15℃ g/cm$^3$ ： | 0.917 |
| 比 重 15/4℃： | − |
| 溶媒に対する溶解性： | 水に難溶 |

## 10. 安定性及び反応性

| | |
|---|---|
| 安 定 性： | 通常の条件では安定。 |
| 反 応 性： | 強酸化剤との接触を避ける。 |
| 避けるべき条件： | ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。 |
| 避けるべき材料： | 現在のところ有用な情報なし。 |
| 危険有害な分解生成物： | 燃焼等により一酸化炭素などが発生する可能性がある。 |

## 11. 有害性情報

| | |
|---|---|
| 急性毒性（経口）： | $LD_{50}$ = 5020 mg/kg 以上 （ATEmix） |
| 急性毒性（経皮）： | $LD_{50}$ = 5000 mg/kg 以上 （ATEmix） |
| 急性毒性（吸入：気体）： | 現在のところ有用な情報なし。 |
| 急性毒性（吸入：蒸気）： | 現在のところ有用な情報なし。 |
| 急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）： | $LC_{50}$ = 5mg/L 以上 （ATEmix） |
| 皮膚腐食性／刺激性： | 皮膚区分1、区分2、区分3 の原料を含有していない。 |
| 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性： | 皮膚区分1、眼区分1、眼区分2 の原料を含有していない。 |
| 呼吸器感作性： | 呼吸器感作区分1 の原料を含有していない。 |
| 皮膚感作性： | 皮膚感作区分1 の原料を含有していない。 |
| 生殖細胞変異原性： | 変異原性区分1、区分2 の原料を含有していない。 |
| 発がん性： | 発がん性区分1、区分2 の原料を含有していない。 |
| 生殖毒性： | 生殖毒性区分1、区分2 の原料を含有していない。 |
| 特定標的臓器／全身毒性（単回ばく露）： | 単回毒性区分1、区分2、区分3 の原料を含有していない。 |
| 特定標的臓器／全身毒性（反復ばく露）： | 反復毒性区分1、区分2 の原料を含有していない。 |
| 誤えん有害性： | 誤えん有害性区分1、区分2 の原料を含有していない。 |

## 12. 環境影響情報

| | |
|---|---|
| 移動性： | 物理化学的性質から見て、大気、水系、土壌環境に移動しうる。 |
| 水生環境有害性 短期（急性）： | 96 時間LC50＞100mg/L より区分に該当しないとした。 |
| 水生環境有害性 長期（慢性）： | 現在のところ有用な情報なし。 |
| オゾン層への有害性： | 現在のところ有用な情報なし。 |

## 13. 廃棄上の注意

| | |
|---|---|
| 残余廃棄物： | 投棄禁止。<br>事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、または都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。<br>埋立て処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定めた基準以下であることを確認しなければならない。<br>燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼または爆発によって他に危害または損害を及ぼす恐れのない方法で行うとともに、見張り人をつける。 |
| 汚染容器包装： | 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 |

## 14. 輸送上の注意

国際規制

| | | |
|---|---|---|
| 国連分類： | | 国連の分類基準に該当しない |
| 国連番号： | | 該当番号なし |
| 国内規制 | | 下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。 |
| 陸上輸送 | 消防法： | 指定可燃物 可燃性液体類 |
| | 容器： | 危険物の規制に関する規則別表第3の2項に定めたものを使用すること。（注）容器は危険物の規則に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の5に定める容器試験基準に適合していることを確認すること。 |
| 海上輸送 | 船舶安全法： | 非危険物（個別運送及びバラ積み運送に於いて） |
| 航空輸送 | 航空法： | 非危険物 |
| 輸送の特定の安全対策及び条件： | | 火気厳禁<br>容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。<br>指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、総務省で定めるところにより、当該車両に標識を掲げる。また、この場合、当該危険物に該当する消火設備を備える。<br>運搬時の積み重ね高さは3m以下とする。<br>第1類及び第6類の危険物及び高圧ガスを混載しない。 |

## 15. 適用法令

| | |
|---|---|
| 消防法： | 指定可燃物 可燃性液体類 |
| 労働安全衛生法 | |
| 危険物： | 該当しない |
| 57条表示対象物質： | 対象物質を含有する |
| 57条の2通知対象物質： | 対象物質を含有する |
| 有機溶剤中毒予防規則： | 該当しない |
| 特定化学物質等予防規則： | 該当しない |
| 毒劇物取締法： | 該当しない |
| 化学物質管理促進法（ＰＲＴＲ法）： | 指定化学物質を含有しない |
| 水質汚濁防止法： | 油分排出規制（許容濃度 5mg/L） |
| 下水道法： | 鉱油類排出規制（5mg/L） |
| 海洋汚染防止法： | 油分排出規制（原則禁止） |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律： | 産業廃棄物規制（拡散、流出の禁止） |
| 船舶安全法： | 非危険物（個別運送及びバラ積み運送に於いて） |
| 航空法： | 非危険物 |

## 16. その他の情報

引用文献

1. ANSI Z 129.1-1994 American National Standards Institute.（米国規格協会）
2. 新・絵で見る中毒110番（保険同人社）
3. 許容濃度の勧告（2010）日本産業衛生学会 産業衛生学会誌
4. 化審法 既存化学物質 ハンドブック第４版 化学工業日報社
5. Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices, ACGIH （2010）
6. IARC monographs on the evaluation of the carcinogenic risk of chemicals to humans vol 33.
7. EU 理事会指令「67/548/EEC」の付属書１「危険物リスト」
8. 新版 危険・有害物便覧、page 528,690

9. 製品安全データシートの作成指針（日本化学工業協会）
10. IARC monographs on the evaluation of the carcinogenic risk of chemicals to humans vol 45.
11. JIS Z 7253：2019
12. 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS） 改訂6版 （国際連合, 2015）
13. 危険物輸送に関する勧告 第Ⅰ巻 第15改訂版 （国際連合, 2007）
14. 使用原料の製品安全データシート

記載内容の取扱い
安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保する為の参考情報として、
取り扱う事業者に提供されるものです。
記載内容は、現時点で入手出来る資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、
安全を保証するものではありません。
また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであり、特別な取り扱いをする場合には、新たに
用途、用法に適した安全対策を講じた上での取り扱いが必要です。

全ての化学品については、未知の有害性があり得ます。取り扱いには細心の注意が必要です。
本品の適正なる使用については、使用者各位の責任に於いて行って下さい。